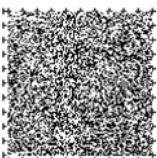


■計画の成果指標

計画の達成度合いを客観的に評価するため、目標 1 ～ 4 に位置付ける課題ごとにわかりやすい成果指標を設定しています。

目標・課題	成果指標名	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和 8 年度)
1-①	事業所における女性活躍のための取組が進んでいると思う人の割合	在住 51.9% 在勤 52.4%	70%
1-②	区が設置する付属機関等の女性委員の割合	34.1%	50%
1-③	地域社会の場で男女の地位が平等になっていると思う人の割合	在住 28.4%	40%
1-④	学校教育の場で男女の地位が平等になっていると思う人の割合	在住 50.1%	70%
1-⑤	家庭生活の場で男女の地位が平等になっていると思う人の割合	在住 23.1%	40%
1-⑥	地域防災協議会の運営を担う女性の割合	13.3%	20%
2-①	「仕事」「家庭生活」「地域・個人の生活」の希望と現実が一致している人の割合	在住 42.9% 在勤 32.7%	50%
2-②	保育園の待機児童数	0 人	0 人
2-③	主な介護者が仕事を辞めた割合	6.8%	減少
2-④	「男は仕事、女は家庭」という男女の役割分担の考え方に反対の人の割合	【在住】 女性：58.2% 男性：40.3%	70%
		【在勤】 女性：65.2% 男性：53.0%	70%
3-①	各種ハラスメント（セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント、マタニティ・ハラスメント、SOGI ハラスメント他）を受けたことがある人の割合	在住 34.0% 在勤 39.5%	減少
3-②	配偶者、パートナー等からの暴力被害の相談先を知らない人の割合	在住 24.6%	減少
3-③	社会でインターネットによるプライバシーの侵害や名誉棄損が存在すると考える人の割合	83.5%	減少
3-④	乳がん検診受診率 子宮頸がん検診受診率	36.4% 33.7%	50%
4-①	リーブラの認知度	在住 37.3% 在勤 19.9%	50%
4-②	管理的地位（課長級以上）にある女性職員の割合	16.5%	30%
4-③	港区男女平等参画条例の認知度	在住 38.8% 在勤 29.1%	50%
	港区男女平等参画行動計画の認知度	在住 21.0% 在勤 16.4%	40%
4-④	リーブラにおける連携事業及び協力事業の回数	7 回	増加



■港区男女平等参画条例とは

区は、平成 16 年 3 月に港区男女平等参画条例を制定し、区民、事業者とともに男女平等参画社会の実現をめざしさまざまな施策に取り組んでいます。

《港区男女平等参画条例の主な内容》

○基本理念【第 3 条】

条例の目的である男女平等参画社会を実現するため、基本となる 7 つの理念を定めています。

○区・区民・事業者の責務【第 4 条～第 6 条】

○性別による権利侵害の禁止等【第 7 条～第 8 条】

○区の取組【第 9 条～第 22 条】

8 つの基本的施策、みなとマリアージュ制度、付属機関への参画の機会の確保、雇用の分野における男女平等参画の推進、行動計画、拠点施設（リーブラ）、港区男女平等参画推進会議、苦情・相談の申出

令和 2 年の条例改正により、「みなとマリアージュ制度」を導入するとともに、性的指向、性自認に関する規定を整備しました。

■リーブラとは

区は、男女平等参画社会実現のための区民及び団体による活動の支援のほか、男女平等参画施策に関する事業を推進するための拠点施設として、「男女平等参画センター（リーブラ）」を設置しています。

「リーブラ」とはラテン語で「てんびん」を意味し、「男女平等」の願いを込めた愛称です。



男女平等参画センターの外観



【編集・発行】

港区総務部人権・男女平等参画担当

港区芝公園一丁目 5 番 25 号

TEL 03-3578-2111（代表）

FAX 03-3578-2976

発行番号 2020252-6421



概要版

第 4 次

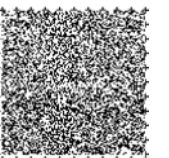
港区 男女平等参画 行動計画

みんなで進めよう



令和 3（2021）年 3 月

港 区



この計画は

- 港区男女平等参画条例、男女共同参画社会基本法に基づく行動計画です。
- 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく計画に相当します。
- 「港区基本構想」及び「港区基本計画」を踏まえるとともに、関連する個別計画と整合を図って策定しました。

計画期間は

- 令和3（2021）年度から令和8（2026）年度までの6年間の計画です。

計画の特徴は

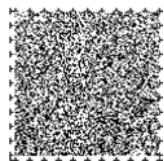
- 男女平等参画社会の実現に向けて、令和8（2026）年度の社会の方向性を見据えた区の施策を総合的・体系的にまとめています。
- 港区男女平等参画条例に基づいて設置された港区男女平等参画推進会議の意見を尊重して策定しています。
- 令和元(2019)年度に実施した意識・実態調査による現状の把握、パブリックコメントによる区民の意見を踏まえています。
- 各課題に対応した「区民一人ひとりが取り組めること」及び「事業者が取り組めること」を具体的に例示しています。
- 施策の推進に当たっては、区の各部門において所管事業として取り組みます。

目標1 あらゆる場における男女平等参画を推進する

目標2 ワーク・ライフ・バランスを推進する

目標3 人権の尊重と生涯を通じた健康を支援する

目標4 男女平等参画社会実現に向けた推進体制を充実する



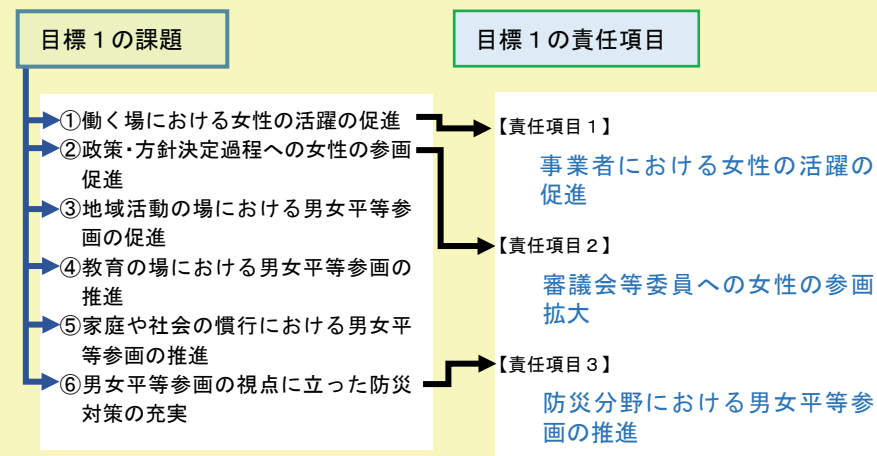
男女平等参画社会の実現



計画の内容

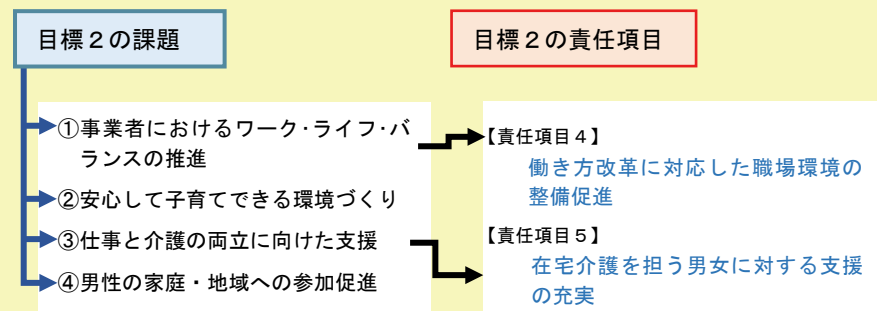
目標1 あらゆる場における男女平等参画を推進する

男女平等参画社会を実現するためには、第一に女性が多様な分野に参画できる社会とする必要があります。政策・方針決定過程への女性の一層の参画を進めるとともに、結婚や出産等の事情によって仕事を辞めざるを得ない女性の再就職や起業、また、就業継続ができる環境づくりを促すなどの取組をととして、**あらゆる場における男女平等の実現をめざします。**



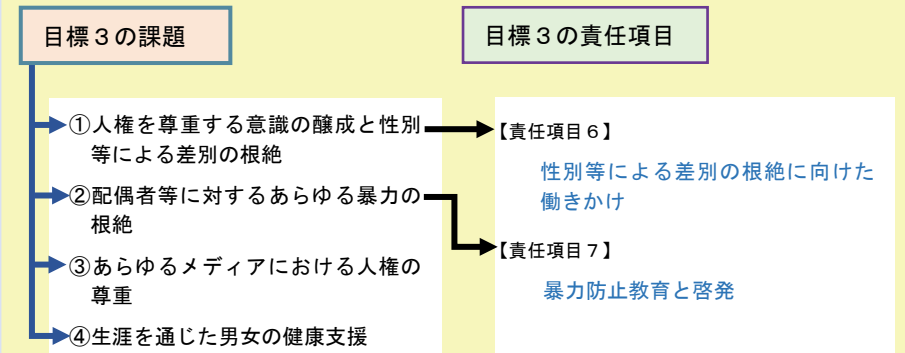
目標2 ワーク・ライフ・バランスを推進する

ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現に向けて、官民間わず様々な取組がなされた結果、社会におけるワーク・ライフ・バランスに対する理解が定着しています。その一方で意識・実態調査では、ワーク・ライフ・バランスを実行できていない区民が少なくないことがわかります。働く人々が子育てや介護など、個々の事情に応じた多様で柔軟な働き方を選択できる「**働き方改革**」を促すための取組の充実を図ります。



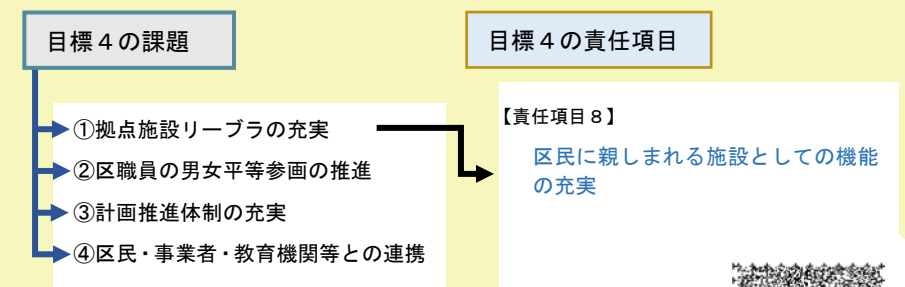
目標3 人権の尊重と生涯を通じた健康を支援する

近年の法改正や港区男女平等参画条例改正の趣旨を踏まえ、男女を問わずあらゆる暴力の防止・根絶に向けて、DV、セクシュアル・ハラスメントをはじめとした各種ハラスメント、性暴力等の防止や、性的指向又は性自認による差別的取扱いの禁止を徹底するための取組により、**人権が尊重されることをめざします。**また、「性と生殖に関する健康と権利」の考え方にに基づき、生涯を通じた男女の健康支援等の施策を引き続き展開します。



目標4 男女平等参画社会実現に向けた推進体制を充実する

男女平等参画社会を実現するためには、区、区民、事業者等、港区で暮らし活動する多様な組織と個人の協力が欠かせません。男女平等参画センター（リーブラ）の利用者層の拡大を図り、**区民に親しまれる施設づくりを進めます。**また、次世代育成支援対策推進法及び女性活躍推進法に基づき策定した、特定事業主行動計画を踏まえ、区は区職員に対する取組をさらに充実させ、区職員の男女平等の推進を図ります。



※ 計画期間中に区が特に重点的に取り組むべき施策を「責任項目」とし、港区男女平等参画推進会議による第三者評価の対象とします。

